

甲州市農業委員会日程

会期	平成30年9月28日(金)		自 午後1時30分 至 午後3時00分予定
会場	甲州市役所本庁舎2階 第一会議室		
日 程			
1	会議録署名委員の指名		
2	会長報告		
3	議 案		
	第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	(3件)
	第2号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(利用権貸借)	(1件)
	第3号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)	(2件)
	第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について	(2件)
4	報告		
	第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について	(2件)
5	その他		

甲州市農業委員会 会議録

1. 開催日 平成30年9月28日(金) 午後1時25分から午後3時15分
甲州市役所本庁舎2階 第一会議室

1. 出席した委員

1 荻原 一雄	2 反田 治	3 雨宮 正明
4 中村 一成	5 武井 秀樹	6 小林 正元
7 丸田 米治郎	8 古屋 富男	9 田邊 久
10 雨宮 一夫	11 廣瀬 博	12 小林 一
13 小林 松好	14 大竹 敬貴	15 坂本 武敏
16 關野 利彦	17 内田 栄昭	18 有賀 利隆
19 大島 節子	20 根津 信彦	21 長田 元紀
22 内田 貴美雄	23 若月 榮	24 町田 栄治
25 竹井 正人	26 古屋 芳明	27 矢崎 武秋
28 山本 兼吾	29 雨宮 昭一	30 雨宮 今朝澄
31 高野 耕一	32 秋山 美峰	33 前田 貞治
34 辻 高行	35 雨宮 忠仁	36 三森 清
37 佐藤 和彦	38 手塚 純一	

1. 欠席した委員

7番 丸田 米治郎 17番 内田 栄昭 32番 秋山 美峰

1. 本会議の会議録署名委員

19番 大島 節子 1番 荻原 一雄

1. 職務のため本委員会に出席した職員

中村 正樹、中村 賢一、岡部 英司、島田 淳、百瀬 あす香

1. 会議日程 別紙

事務局	<p>会議に先立ちまして挨拶をしますのでご起立を願います。 (相互に挨拶) それでは定刻となりましたので、会長にあいさつをいただき、日程に基づいて進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>(会長の挨拶)</p>
議 長	<p>只今から甲州市農業委員会 9 月定例の総会を開催いたします。只今の出席委員は、農業委員 17 名、推進委員 18 名、ですので定足数に達しております。 本日、7 番 丸田 米治郎委員、17 番 内田 栄昭委員、32 番 秋山 美峰委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>日程 1、本日の総会の議事録署名委員につきましては、19 番 大島 節子委員、1 番 荻原 一雄委員をご指名いたします。</p>
議 長	<p>日程 2、会長報告 9 月 7 日、農業会議常設審議委員会が山梨県農業共済会館にて行われ出席しました。9 月 7 日、甲州市国民健康保険運営協議会が甲州市役所で行われ出席しました。9 月 10 日、平成 30 年度 農業者年金加入推進特別研修会がホテルクラウンパレス甲府にて行われ出席しました。9 月 12 日、甲州市青年等就農計画認定委員会が甲州市役所にて行われ出席しました。9 月 27 日甲州市地域創生検討会議が甲州市役所にて行われ出席しました。以上になります。 只今の会長報告について、何かご意見がございましたらお願いいたします。 それでは、ご意見もないようですので、以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程 3、議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、3 件を上程し、審議を行います。議案第 1 号 1 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第 1 号農地法第 5 条第 1 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
2 2 番	<p>(議案第 1 号 1 番、2 番の調査報告をする)</p>
議 長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 1 号 1 番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p>

議 長	議案第 1 号 2 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 1 号農地法第 5 条第 2 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
2 3 番	(議案第 1 号 1 番、2 番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。
1 1 番	議席番号 1 1 番廣瀬です。前回や前にも何回か太陽光に関しては質問等させていただきましたが、この農地は広いですよ、周りも果樹をされているようですが、よく隣接地の許可を取るという件が結構あるのですが、実は私のところもそういう件がいろいろ出てきておまして、取る時にわりと曖昧な感じの説明をされて、判子を貰えばいいという感じのケースが結構多いですよ、後で太陽光ってどんな状況かなんていうことができておまして、お聞きしたいのですが、隣接地の方たちが承知して判子を押ししているのかどうか、というのが一つと、それから太陽光の場合に営農というような形を結構今取ってきておるんですね、その営農と言われた時に例えば果樹園の上に太陽光を乗せるなど、優良農地というようなものも太陽光目当てみたいなき感じに移っていくケースが多いです。隣接者方に聞くということも大事かと思えます。あと一つは、事務局の方をお願いしたいんですけど、そこには農業委員がいるわけですから、そういう件の場合には、前もって情報を流していただくことをやっていただければ助かるかなと思えます。
事務局	事務局にと言われたものについては、前もってといわれましたが、議案を発送する時には、担当委員さんに案件がありますよという通知をお送りしますので、そのタイミングでなければ送れません。申請を 1 3 日に締め切りまして、精査して事前に県にも確認をとり、議案を作ってお送りすることになります。その時点でしかお送りすることができません。太陽光について前回も質問がございましたが、事務局は法的に照らし合せて許可かどうか、この許可というものは県知事許可です。当然国の法律に基づいてということと、県に事前に確認し、その後甲州市農業委員会にかけております。あと転用をする時には、近隣耕作者の同意書をもって必ず同意を得てもらっております。その判子をもって事務局はそれを信じるしかありません。 太陽光発電につきましては、その他に甲州市農業委員会として太陽光発電設備設置に伴う誓約書というものも提出してもらっております。これは、申請が終わってからも続くものであり、防除ネットの設置等や隣接耕作者、所有者、十分協議を行い、設置場所、高さ、設備内容等確認します、費用はすべて事業者がみますという誓約となっております。この誓約書を提出されておりますので、これをもって当然地元との説明、対応も十分行っていると思っております。
1 9 番	1 9 番雨宮です。今の太陽光ですが、周りの同意というのは、この農地に

事務局	<p>隣接している、農地が繋がっている方の同意という意味ですよ、例えば極端な話200メートル、300メートル離れた人の同意はないと思います。今年の1月か2月頃にBSフジテレビ（テレビ）だと思っておりますが、太陽光の反射の問題をやっておりまして、太陽光に当たった反射が、とてつもない距離の所の方の迷惑になっているという内容でした。その隣接というのは、例えばその農地に4名つながっているならば、その4名同意を得れば受理ということですか。</p> <p>農業委員会は、農地転用に案件に関しまして太陽光に限らず、家を建てたい、駐車場を作りたいというものも隣接耕作者の同意書を提出してもらうことになっております。筆で隣接している人、あと例えば道が挟んでいても4メートル以内は、隣接者とみて同意をもらうことになっております。農業委員会ですので、農地の転用に関して案件としてかけておりますから他の宅地などについては、農業委員会では案件としてかけられませんので別の法律など話になります。</p>
11番	<p>11番廣瀬です。法的というのは確かにわかるんですけども、法的の以前の所があると思うんですよ。その隣接地と言った時に同意とかの前に農業委員としてその前にそういうことがあるんですよと知りたいんですよ、それはどういう事かと言うと周りの人にも聞きたいんですよ。判子を押してからでは聞けないんですよ。反対なんですよやり方が、許可をもらうために同意をもらっているから周りの人はわからず、当人だけが知っていて他の方が知らないんですよ。ただ太陽光としか言われてもわからず、太陽光ということと営農ということを最近言うんですよ、それは農地でありながら太陽光を設置するというスタンスですよ。そういうものが非常に多くなってきていると思うんですよ。そういう点を先にある程度早く知って動きたい部分があるんですよ。それは適性な農地をちゃんと確保するためには、それ以前にそういうことがありますよという情報がおそらく事務局ではわかるんじゃないですか、それはわからないんですか、そのへんが知りたいところです。</p>
事務局	<p>お答えしますと、先ず確実に申請を受理してからで無ければその情報は出せません。太陽光に関しては他の転用より書類は多いのですが、今回のような太陽光は、それほど書類上は多くありませんが、営農型というのは、提出資料が大変多く、甲州市には現在1件しかございません。営農型というのは、1種農地、転用が不可能なところでもできる形の太陽光発電です。それは、かなりの申請の書類が多いものになります。例えば、ブドウ栽培であったらどの品種を栽培し、日照データ、太陽光を設置して栽培できるか、収穫高はどのくらいか検証データなど提出しなければならないので、何度も申請するまで確認行為のやり取りが実際ありますので、申請を試みた人もやめてしまう人もいます。このような申請です。公的な申請ですから確実に受理してからでなければ、皆さんお伝えできません。</p>
11番	<p>11番廣瀬です。今そここのところが非常に問題が起きやすいんですよ。受理できないと言うけれど法的に照らし合せてルートに乗ってしまうところでは対応できないことがあるんですよ。それは書類がいっぱいあるからとかでなくて、太陽光と農業基盤とごちゃごちゃになってくるんですよ、差しさわりが出てきて、優良農地にやることは難しいと言ってもやる</p>

	<p>気になればどんどん進むんですよ。隣地の皆さんの同意をもらってきから最後に農業委員の私のところに判子をくれと来たんですよ。そうなる認めると認めるような形で来るんですよ。それでは私は全然押せないと言ったんですよ。なぜかと言えば、その所の地区によってみんな農地としてちゃんとやっていきたいという元にもいろいろやっているんです。いくら法的に通ってきても総意でもっていろいろ進めていることが、個人の者に全部破棄されてきってしまう状況ですよ。今日も区で集まってそのことについて話し合います。その時の情報が非常に遅かったために結局そういうところになってしまったんですよ。最終的にいくと地区の人間関係がいろいろ崩れていきますよ実際問題。それを知っていれば、そのところでいろいろ説明できたんですよ。</p>
事務局	<p>先ほどお答えしていなかった情報の順番ですが、先に知りたいとのことですが、先に地元の皆さんの所に行きます。当然皆さんの所に行って説明をして同意や委員の皆さんに署名捺印をして事務局に申請として提出されます。今委員さんがおっしゃっているところは、事務局はまだ受け付けておりません。この状態で皆さんに話をすることはできません。順番は、すべてが整わなければ受理はしませんので、地域のところからになります。ただし、太陽光に限らず、住宅であったり、資材置き場であったり、駐車場であったり、申請の事前相談はあります。農振地なのか、申請方法はどれなのか、転用可能なのかというような事前相談です。その情報の中では、まだ申請をするかもわからない、その状況下で、この時点でこういう話がありますよと噂みたいな話を事務局から言うことはできませんので、順番は必ず地元からになります。</p>
事務局	<p>廣瀬委員のご質問と言いますか要望でございますが、今事務局から説明したことが原則論でございます。このへんが地元の方にしてみればそういう情報を知ってですね、仮に太陽光でないものができれば、事前に調整をしたいということもあろうかと思えます。条例とか法令とか原則論からいくとそのようになります。ただ今後、地元の皆さんと我々との意思の疎通というものは農地を守るということで重要になっていきますので、原則として何らかの方法はあるかどうか、また廣瀬委員のお気持ちに添えるものはできるかどうかは、そこで断言はできませんが、農業委員の皆さんのご意見、総意としてやはり太陽光発電というものはもう少し考えた方が良くぞいうことであれば、私共も法令条例を捻じ曲げることではなく何らかの方法があるかどうかは検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。</p>
1 1 番	<p>今言われたように法令は法令であるとは思いますが、ただ実際問題としていろんな問題が起こりやすい状況に陥るということが現実だと思っているんです。今その点で課長が言われたようにこんな件が出てきてますよ、くらいである程度分かれば、地元に住ればつかめると思うのですが、実際問題としてその情報が内密の内にやられているケースがあるんですよ、その辺が今地元からと出て何とかが言うけども、実際問題として地元が太陽光に陥ってしまうという結果になってしまいうことを承知しておいていただいて検討していただきたいと思っております。</p>
3 6 番	<p>3 6 番三森です。今は太陽光発電の問題は農地に限ってこの会議に通すわけですけども、原野、森林を伐採して行うところは、この会に通すことは</p>

	<p>ないのですよね、現に私共の畑の隣に周りの同意を得ずに森林を伐採して太陽光発電設備を設置した実例がございます。勿論この会議を通すものは隣接の同意を得ていると思いますが、どこか違う課でそれを認めているから建ったわけですよね、今現実に、あくまで中で進めていて周りの耕作している果樹園があるのですが、その人たちの意見も聞かずに建った実例がございますので、周りの人たちの同意を得なければと思いますので、これから原野など出てくると思いますのでその辺はどうなるんでしょう。</p>
事務局	<p>ご質問にお答えします。太陽光発電の問題は、私共の市だけの課題ではなく日本全国いたるところで起こっているのが今の状況です。今規制、許可とかは条例に基づいて行いますので、今、市が対応しているのは、届出制でありまして、許可ではございません。届出制となりますので、例えば決め事がクリアしていれば届出を受理するということとなります。森林ならば例えば保安林ですよ、と言うようなところであれば伐採しては駄目ですよ、などとなりますが、ただここを守りたいから太陽光発電は駄目だ受理しませんよと言いますと業者や地権者に逆に訴えられることとなりますので極論で言うとそういうこととなります。必ず、法律条例に基づいて記入されたものについて提出されたらそれを受理するのが行政の仕事です。先ほど事務局からお話したのは、太陽光発電に限らず、開発行為様々なものが出てきてそれを受理しない、検討しないということはありませんので、うちとすると県の方に相談し、これは通るもので間違いのないものについては、手続き上これは受理をせざるをえない。ただその前の段階で例えば地元の人が、業者、地権者などに、こうしてください、これは大切なので守ってくださいなどとか、逆に言うとお願いと今のは、そうした形しかできない、極論を言うと宅地に太陽光発電を置くのに例えば周りの同意って言った時に同意ってどこに根拠があるのですか、この同意を取らなければならないって、どこの法律なり条令に書いてあるんですか言った時にいや実はそれは無いんですよと言うと何でこんなものを取らせるのだと言う業者さえ出てきています。農業委員会としての近隣の同意を取ってきてください、隣接との話でフェンスなど設置することになった場合事業者の負担などは、条例でどうかとかではなく、甲州市農業委員会としての同意書であり、甲州市農業委員会としての決め事であり、法的なものではありません。ただ、太陽光駄目だとか、宅地も駄目だとかガチガチに法で縛るのですかという、皆さんも転用したいという場合も出てくるかと思えます。今のところでは非常に難しい問題です。市の方は、農業委員会以外のものは、届出ということで確認をしており、きちんとしたものであれば受理をしなければなりません。</p>
36番	<p>農地に関しては手続きがありますが、原野に関しては周りの同意が必要ではないのでしょうか。</p>
議長	<p>この案件から質問がずれてきているので、その他でお願いします。</p>
36番	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他に何か質疑ありますか。</p>
4番	<p>4番中村です。今の太陽光の話ですが、私はこの太陽光の個人的に設置をするということが多いです。我々農家が営農する上で迷惑被る、SSなど</p>

	<p>で消毒ができなくなる、そこに同意をするかということも中々判子を押せません。その辺を十分考えていただきたいのと、案として個人的やることよりも行政で設置してそれを各市民に分配するっていうことはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>ご質問にお答えします。中々このような件を行政が間に入っていくことは難しい課題かなと思います。</p>
4番	<p>難しいとか、検討しますということはいつも聞く言葉です。是非方向性を決めていただきたいと思います。</p>
4番	<p>事務局にお聞きします。借地、貸借の関係ですが、小島さんが貸した土地、借り手から聞いた話ですが、契約満期ではないと聞きました。私どもが簡単に考えるとこれは契約不履行ではないのかと思うわけですが、相対で話がついたからしょうがないのかという判断の仕方なのか事務局としてどう考えるのか教えてください。</p>
事務局	<p>行政側は条件が整わなければ申請の受理をしません。貸し借りがあった時は農地台帳に記載されており、契約期間までわかりますから申請があった際には確認をします。申請時にこれは貸し借りがされているから申請は、このままでは受理できませんということになります。ただし、お互いが解約してもよい、合意解約が行われれば申請は受理することになります。合意をされてお互い良いよという書類をもらって初めて受理することになります。行政は、必ず根拠をもらいます。先ほどの同意もそうですし、事務局長が言った同意書というものは、同意書プラス太陽光につきましては誓約書というものを提出してもらっています。法律どうこうではなく、甲州市農業委員会としての条件を事業者には、誓約をしていただいております。甲州市は果樹等畑が多いですから、近隣の耕作者に対し、例えば消毒をした時に太陽光パネルを汚して発電能力が落ちても訴えないとか、農業者側の方に強い条件を内容に入れております。ただしこれは、法的根拠はございません。申請時に誠意を持って対応してもらおうよう、隣接耕作者に話し合っただのくらの高さ、位置、ネットの設置など説明して協議をしてくださいと伝えております。太陽光に限らず例えば宅地も周辺農地への影響という観点から排水計画など充分隣接者に説明し同意を得てくださいと指導しております。ですから同意書を添付されてくればそれを根拠として行政は受け取ることになります。</p>
4番	<p>太陽光の件は、わかりました。貸し借りですが、10年という契約が、9年で返してくれと言われ最終的には相対で合意したということでしょうか。</p>
事務局	<p>貸し借りは、お互いの話になります。お互いが良いということで合意解約が出されているのでそれを受理しております。 例えば10年で契約していても1年で解約したいと合意でくればそれを受けます。</p>
4番	<p>もし借り手側が合意をしないとなった場合口論になるとかなると思います。その場合間に入るのが行政ですか、農業委員会ですか。</p>

事務局	貸し借りですから相対での契約ですので、借り手側が合意しない場合は、契約をしておりますから履行しなければ契約不履行と主張できることです。合意解約としておりますのでお互いが合意してのことと受理しておりますので行政が間に入る状態ではありません。
4 番	おおよそわかりました。
事務局	補足としまして、今の合意解約についてですが、また後程日程 4 で合意解約が 2 件出ておりますが、お互いで話が進んだ案件をこのような形で農業委員会へ出してもらっておりますので申し添えます。
議 長	その他質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 1 号 2 番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議 長	次に議案第 1 号 3 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	（議案第 1 号農地法第 5 条第 3 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
2 4 番	（議案第 1 号 1 番、3 番の調査報告をする）
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 1 号 3 番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議 長	次に議案第 2 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 1 件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。
事務局	（農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定 1 件について説明し、意見を求める）
議 長	それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

	<p>農業委員の皆さんにお諮りします。議案第2号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>異議なしとの事ですので、議案第2号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。</p>
議 長	次に、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について2件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。
事務局	(農地中間管理事業を実施する公益財団法人山梨県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画2件について説明し、意見を求める)
議 長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>農業委員の皆さんにお諮りします。議案第3号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>異議なしとの事ですので、議案第3号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。</p>
議 長	次に、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について2件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。
事務局	(農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案2件について説明し、意見を求める)
議 長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>農業委員の皆さんにお諮りします。議案第4号につきましては、説明のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>異議なしとの事ですので、議案第4号につきましては、説明のとおり承認することに決しました。</p>
議 長	日程4 報告 農地法第18条第6項の規定による届について2件を報告願います。
事務局	(合意解約の届出2件について説明する)
議 長	只今の報告につきまして何かご発言ございますか。ご発言もございませんので以上報告を終わらせていただきます。
議 長	日程5 その他に入ります。事務局に報告及び事務連絡等をお願いいたします。
事務局	・農地等の利用の最適化に向けた「農地等の利用調整活動」推進について

	<p>会長報告にもありました、9月7日、山梨県農業共済会館で行われました第1回常設審議委員会役員会議において、議題に「農地等の利用の最適化の推進について」がありました。趣旨は、平成28年4月1日に施行された改正「農業委員会等に関する法律」により、「農地等の利用最適化の推進」が農業委員会の必須事務となり、農業委員会の重要な業務として位置づけられました。そこで、農地等の利用の最適化に向けた「農地等の利用調整活動強化月間」を定め、委員等による利用調整活動を全県的に推進することです。</p> <p>強化月間につきましては、10月から翌年1月までの4か月間とさせていただき、推進内容につきましては、1. 申し合わせ決議の実施、2. 委員等や農地に関する相談の受付の周知、3. 農地に関する相談の実施、4. 農地の利用状況調査の実施、5. 利用意向調査の実施、6. 農地（経営）に関する意向調査の実施、7. 利用調整活動の実施、8. 利用調整活動等の記録及び報告・検討会の開催となっております。</p> <p>詳細につきましては、9月18日に「かいてらす」で行われました研修会資料でございます。出席された方は、当日配布された資料です。欠席された方は、今回お配りさせていただいておりますので、後でご確認ください。</p> <p>先ほど推進内容の1. 申し合わせ決議の実施とありますが、甲州市農業委員会としましても、この9月の総会において行いますのでよろしく願います。では、本日お配りしてあります、申し合わせ決議（案）をご覧ください。</p> <p>－決議（案）を読み上げる－</p>
議 長	<p>只今事務局の説明の中に、農地等の利用の最適化に向けた「農地等の利用調整活動」の推進に関する申し合わせ決議（案）についての説明がございましたが、この申し合わせ決議（案）について、甲州市農業委員会として承認することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」との声あり）</p> <p>異議なしとの事ですので、申し合わせ決議（案）につきましては、説明のとおり承認することに決しました。資料にあります（案）の文字を消していただきたいと思えます。</p>
議 長	<p>その他、事務局の方から</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・遊休農地についての広報掲載説明（説明を付す） ・農業者年金の加入推進のお願い（説明を付す） ・クールビス期間終了について（説明を付す） ・進行上についてのお願い（説明を付す）
議 長	<p>それでは、その他の報告も終わりましたので先ほどの三森委員の質問について事務局からお答えします。</p>
事務局	<p>先ほどの太陽光の質問ですが、環境政策課の方に太陽光発電設置指導要綱というものがございます。この要綱では、土地の面積500㎡以上のもの、ソーラーパネルの面積は300㎡、これを超えるものについては、届出をしてくださいというものがああります。事前協議をしたり、地元の説明会をすると、市の方で支障がある場合は助言をするというようなことが掲載されています。それとは別に甲州市では景観条例が策定されておりますが、そ</p>

	<p>の中の要綱ですが景観上ということで300㎡を超えるものは、届出をしてくださいと定められています。担当課の方に仮に届出がなかったらどうなるんだと質問をしたところ提出お願いをしますとのこと。要綱ですので、条例ではございませんので、きつくこうしなければ駄目だと罰則規定があるものではなく、お願いになろうかと思えます。ただ地域の皆さんとの問題があってもいけませんので届出は出してもらうようになっております。</p>
36番	36番三森です。その場合、周りの同意はいらないのですか。
事務局	同意とかではなく、地元の意見とか要望というものを説明会を開催し、それを整理し、状況調査書ということで市の方に提出していただくことになっております。
36番	36番三森です。ありがとうございます。過去に設置してしまっって周りに同意もなく建っている実例がありますので質問しています。300㎡を下回るのは届出が必要ないということですか。
事務局	300㎡以上ということですので下回る数字であればそれは届出がいらないということになります。
36番	わかりました。ありがとうございます。
議長	その他、何かございますか。
4番	4番中村です。先月中国地方の豪雨の問題でお見舞金を出したと思うのですが、その後いろいろところで災害が起きました。そのお見舞いの件ですが、どういうパターンで募金を募ったのか、行先はどうか、今後はこういう場合どうするのか。
事務局	中村委員の質問にお答えします。先月の西日本豪雨災害の義援金と言うことで皆様からお預かりしております農業委員会の運営費から一口1,000円人数分38口38,000円を義援金として拠出させていただきました。送り先ですが、全国農業会議を経由して義援金として拠出させていただいております。今後また災害がありましたら全国農業会議の方から通知等がまた事務局に送られてくることになると思います。また要請が来たときは、その都度集めるのではなく、お預かりしております運営費から拠出させていただこうと思います。
4番	行先、届け先は、農業会議に行くわけですが、その先はどこに行くのですか。農業関係に行くのですか。
事務局	資料が手元にありませんので少し時間をいただきたいです。
議長	では、資料を持ちに行くとのことですので、この件につきましては暫くお待ちください。その間、別にございますか。
4番	1,000円どうこうではなく、満額いくのかちょっと疑問である。東日本の災害の時も行政を通じて区として10万円寄付をさせていただきました。

	しかし、そのルートで満額はいかないという情報もありました。どこかで中間搾取をしたと、そういう件もありますので、同じ農業を営むものにとっては満額届けてほしいと思っております。
事務局	中村委員の要望については、その旨県の農業会議に報告させていただきたいと思えます。
議長	暫く休憩とします。 －（暫く休憩）－ 午後２時４０分
議長	それでは再開します。 －（再開）－ 午後２時５０分
事務局	先程の質問の続きについてお答えします。振込先ですが、全国農業会議義援金口座に振り込みさせていただいております。結果等につきましては、全国農業新聞等を通じて農業会議所から報告するという事になっております。事務局につきましては、全国農業会議所、農政担い手担当部というところが義援金の事務局となっております。７月の豪雨により被災された農業者等の皆様の一日も早い復興支援するためということで義援金を振り込ませていただいております。今後も北海道等もございましたので、また来た時には同じような対応をしていきたいと思えます。
４番	ありがとうございました。
議長	何かご発言ございますか。 ご発言もございませんので以上報告を終わらせていただきます。
議長	以上ですが委員の皆さんから何かご質問等がございましたらお願いします。 特にないようでございますので、以上で本日の日程は終了しました。 会の円滑な進行にご協力いただき、お礼を申し上げます。 それでは、これで本日の農業委員会総会を閉会いたします。
	（閉会の挨拶する）
	（閉会 15時15分）